

藤沢

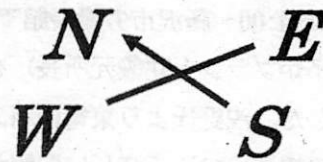
エコネット

2011年5月1日

第204号

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称) 藤沢エコネット



主 、「原発の危機と計画停電」緊急学習会開催!!
な 、「ゴミ裁判・最高裁上告棄却決定」
記 、「経済同友会・長谷川代表幹事に公開質問
事 、「合成洗剤「無添加」を疑え 講演から

http://members3.jcom.home.ne.jp/fujisawa_econet/

事務局 〒252-0816 藤沢市遠藤 849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922

e-mail: aoyagipc@jcom.home.ne.jp

ごみ裁判・最高裁上告棄却決定!

—藤沢市の有料化を有効と判断せず—

最高裁は、今年3月15日、藤沢市ごみ有料化条例の無効請求事件裁判で、裁判を開かず口頭弁論を経ないで、上告棄却決定をした。

4年前、藤沢市ごみ有料化反対請願署名運動が、自治会長はじめ市民4万2千人の請願を市議会・市長に提出したが否認され、有料化が実施されたため、請願代表者だった者が、責任上07年3月26日、ごみ有料化条例の無効訴えを藤沢市を相手に横浜地裁に起こした。

2009年10月、横浜地裁は原告の請求を棄却した。原告は東京高裁に控訴し、東京高裁は、10年4月27日、控訴を棄却した。原告は、すぐに5月10日、最高裁に上告したが上記の棄却判決となった。

最高裁が上告を棄却した理由は、「上告が許される、民訴法所定の各条項に該当しない。原告の主張は単なる法令違反を主張するものである」。上告受理申立てについても、「民訴法318条1項の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件ではない。」ので受理できない。

原告が最高裁に求めた地方自治法227条の法令解釈について、何も触れず単なる法令違反と主張したとは納得できないものがある。最高裁が法令解釈の判断を回避した理由は何か、聞きたいものである。

全国都市家庭ごみ有料化実施状況2010年12月現在全国809市区中有料化都市数は433市で53.5% (神奈川県は藤沢市・大和市のみ) ごみ有料化が全国に広がっている現況の中で、法令上ごみ有料化が違法であるとの法律判断をすることを回避したものと解釈できる。

また、違法となると、徴収したごみ手数料を返却しなければならず、その金額は年間数千億円に達するので、自治体財政に大混乱をもたらすことも懸念がされたのではないかと憶測される。

最高裁の決定では、藤沢市のごみ有料化は正しいとは一言もいっていない。

ごみを有料化すべきかどうかは地方自治法等の法令の解釈で決まるものではなくて、地方自治法の立法上裁量の問題だと言外にいつているものとも解釈できる。

また、原判決の東京高裁は、「手数料徴収は事前に有償の指定収集袋を調達させる方法(条例)を選択したから違法ではない」などと可笑しいことをいつている。

請願当時、市民の声は、「今まで市の指示通りごみ減量に協力し、分別も全国で模範となっている。市財政も余裕があるのに、県内他市に先駆けて有料化する必要はない。地方自治法違反ではないか。」などであった。

現在も、全国でも一番高いといわれる袋代を市民は強制的に支払われされているごみの有料化が、地方自治体の裁量で決めることができるというならば、最高裁決定を契機に、再び藤沢市民の声を結集して藤沢市ごみ有料化条例改廃運動を再構築してみたらどうであろうか。

(諏訪謙司)



コゲラ (キツツキのなかま)

「原発危機と計画停電」緊急学習会開催！！

3/23(水)14:00～藤沢市労働会館で浅野泰紀氏(柏崎刈羽原発原子炉プラント建設元所長)をお招きし緊急学習会を開催した。浅野氏より東電のパンフレットの図を用い原子炉の構造について詳しい説明があり、次のことが明らかとなった。

原発事故の対応の基本は

- (1) 核反応を停止すること。
- (2) 原子炉を冷却すること。
- (3) 放射性物質を閉じ込めること。

が最も重要である。

地震により原子炉は自動停止することになっており、今回も制御棒が自動的に入り、核反応は停止した。これでこれまでは地震によりコントロール不能になったことはない。しかし、地震による停電でジーゼル発電機に切り替えたが、津波により燃料タンクが流出し、緊急電源装置による冷却が出来なくなり、コントロール不能となった。

こうなった時(BCC 電源喪失)のコントロールでは初動の対応が重要であり、東電一社では到底対応できるものではない。1～2日が勝負所であった。

原子炉の冷却に失敗をして、放射性物質の閉じ込めが出来なくなり今日の事態をまねいた。

燃料プールに保管されている使用済み核燃料は、純水により減速、遮蔽し、放射性物質を閉じ込めることが出来ると考えられてきた。水位が低下し、冷却に失敗した。

原子炉を冷却するために海水を入れることにより、一時的に冷却効果はあるが、腐食などが起きる可能性があり、今後、長期にわたる自動冷却装置運転には支障が出ることになるが、そんなことを言てられない状況になり、海水を投入せざるを得なくなった。これによりこれらの原子炉は廃炉にせざるを得なくなる。しかも、外部から海水を注入することを続ければ、環境中へ排水が漏れたり、あふれる危険性が高まる。それでも、事故炉は冷やさねばならない。そして、廃炉までには何十年とかかる長期の管理が必要になる。

とにかく、今は、事故炉を冷やすことで最悪の事態を避け、放射性物質を閉じ込めることに全力を尽くすしかない。普通はベントしてもフィルターが付いているので

外部に放射性物質が出ないはず。ベントを適切に行っていれば、水素爆発は防げたのではないかな。

新聞などで報道されている事故炉の図はごく一部で、付属する復水器、覆水ポンプ、覆水貯蔵槽などを結ぶ配管・配線系統がどうなっているのか。熱交換建屋に海水を入れることは出来ない。外部電源装置を復旧させるための配管・配線をつなぐ作業は人力によらねばならない。

情報を正確に出すことが求められるが、現場ではデータを整理している時間もないのではないかな。報道する記者の質問の仕方、スキャンダラスな扱いには疑問を感じる。

事故に備えた対策は出来ているはずなのに……？

それで、その後、筆者は原子力災害特別措置法や緊急時の放射線測定マニュアルを調べてみた。原子力緊急事態宣言が発令されると「国の対策本部」がつくられると同時に「県・市町村の対策本部」がつくられ、「原子力災害合同対策協議会」が組織され、互いに情報等を共有すると共に、連携して対策を講じることになっているが、「原子力災害合同対策協議会」を福島では行われていない。政府は法律や政令などに基づかずマスコミを使って一方的に情報を流し、ドタバタしていることが分かった。

参加者の質問

- ・事故の原因、水素爆発についてどうしておきたのか。
- ・使用済み燃料がなぜ、炉の傍にあるのか？
- ・3号炉(プルサーマル)と他の炉では事故処理に違いがあるのではないかな？

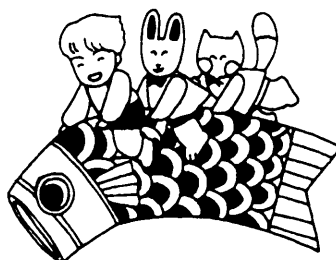
「プルトニウムは中性子線がでるので厄介である。」

- ・原発は安全なのか、なぜ、始めたのか。本当はどうなのか？

「石炭・石油などの化石燃料の可採年数に限りがあり、エネルギーの枯渇が心配され、代替エネルギーとして原子力の利用が研究され始めた～」など出された。

計画停電については、時間が足りなくなり、後日もう一度、集まることになった。

(文責 宮地)



経済同友会並びに長谷川次期代表幹事に対する公開質問状
経済界のトップとして企業の社会的責任(CSR)について
どのように考えるか
—武田薬品研究所の安全問題に関連して—
武田問題対策連絡会

<公開質問事項>

①、研究所の排水・排気の実環境アセスを実施しない問題について

武田薬品は、今回の研究所建設に際し、排水・排気はアセスの申請を行いませんでした。研究所から汚染物は排出しないとの理由からです。しかし、武田薬品研究所は、巨大なP3・バイオ・遺伝子組み換え、RI・動物実験を行う研究所であり、そこから800万m³/hの大量の排気、4000m³/日もの大量の排水が外部に強制排出されるというのに、環境に何ら影響を与えないということがあるはずがありません。東電の原発事故が「安全神話」の上にたち、安全をおろそかにしたところに大事故発生の人的要因があると指摘されております。武田薬品のバイオ研究所も「安全神話」の下に、環境アセスさえ実施しない等と言うことが許されるべきではありません。行政が武田薬品の言い分をそのまま鵜呑みにしているという点にも問題がありますが、安全を第一にすべき企業の社会的責任として、この点をどのように考えるのか、貴会並びに新代表幹事の見解をお聞かせください。

②、研究所排水について、武田薬品が、藤沢市と取り交わした協定を守らない問題について

藤沢市には、工場排水を公共下水道に排出しないとの協定が市と事業所との間および住民と市との間に締結され、武田薬品もその協定を結んでおりました。武田薬品は、工場排水ではなく研究所排水だからかまわないと主張しています。かつてのアリナミン工場よりも先に見たような研究所排水の方がきれいで、危険性はない等というまやかしの主張が、世間に通用するものではありません。このような詭弁を弄し強引に行政にみとめさせアリナミン工場時代は自社処理していた廃水処理を強引に下水道に入れさせようとするところに武田薬品の傲慢さが見て取れます。

ちなみに、工場排水を下水道に入れないという協定は、武田薬品ばかりでなく藤沢市内のいすゞ自動車、荏原製作所、山武ハネウェル、IBMなどの50数社とも取り交わされ、これらの企業は、今も、この協定を遵守して自社処理を行っているのです。しかるに、企業のリーディングカンパニーともあろう武田薬品だけが、他の企業との足並みを乱し、市と結んだ協定を破って住民を裏切り、危険な研究所排水を下水道に流すなどということが許されることではありません。

また、武田薬品は、規定以下の濃度の排水を流すよう努力していると述べていますが、これは廃水処理施設を持ち危険物を回収して濃度を下げるのかと思いきや、大量の空調排水等で薄めて濃度を下げて流しているにすぎません。排出する危険物の量は何ら変わらないのです。こうしたやり方は、武田薬品には、公害防止の原点である総量規制と言う考えが欠如しているためであると言わなければなりません。

(低炭素都市ふじさわをめざして)

せん。排水の自家処理施設を作り、汚染物を回収し、上澄水は出来るだけ循環再利用せよ、というのが私達の主張ですが、この点について、貴会並びに新代表幹事の見解をお聞かせいただきたい。

③、WHOの指針にも反する汚染排気の全量外部強制放出問題について

武田薬品研究所の屋上からは、毎時800万m³にも上る汚染排気が排出されます。1時間あたり東京ドーム6.5杯分にあたります。生化学実験、化学合成実験、動物実験などから放出される汚染排気です。武田薬品は、活性炭フィルター、HEPAフィルター等を通して人口密集地に排出しても安全だと説明しています。しかし、WHOは、危険な研究所排気は、公共施設、病院などのある場所には排出すべきではないと勧告しています。武田薬品研究所の隣接地には、徳州会の13階建の大病院が昨年建設され、また、福祉施設や学校なども沢山あります。こうした場所への危険な研究所排気の放出は、そもそも非常識極まると思います。しかも、武田薬品の空調システムは、すべて外部への強制排出システムとなっており、研究所内には常に新鮮な空気を取り入れ、外部には汚れた空気を全量放出する仕組みになっています。これでは全館P3施設と同じです。私達は、P2以下の施設の排気は研究所内で循環再利用し全量外部強制排出は止めるよう要求していますが、武田薬品はこれを聞き入れようとしません。「内部はクリーン、ダーティーなものは外へ」では、住民の安全は守られません。リスクを住民と共有することによって初めて安全は保たれるものであると言わなければなりません。貴会と新代表幹事はどのように考えるのか見解をお聞かせ下さい。

④、危険なP3実験の実施問題について

行政との安全協定に、新研究所では危険なP3実験は行わない事を明記したことは、評価出来ることであります。しかし協定の中で「必要が生じた場合は」行政との協議により実施することがあるとしておりこれでは住民の不安は払拭されません。人口密集地にあり、隣に大病院もある新研究所ではP3実験は一切行うべきでないというのが私達の主張です。この点について貴会並びに新代表幹事の見解をお聞かせ頂きたい。

⑤、世界の流れに逆行する大量動物実験を主体とした創薬開発について

武田薬品研究所は、15棟の研究棟の内7棟が動物実験関連棟となっています。大規模な動物生体実験を主体とした創薬開発研究所であります。使用実験動物数は、企業機密として公表されておきませんが、従来の武田薬品の十三工場、つくば研究所の使用実験動物数の数倍の規模と推定されます。20系列の創薬研究ラインにはすべて動物実験室が設置されており、薬事法で定められた「新薬販売の安全性」を調べる準臨床試験のための動物実験と言うより、新薬開発の候補化合物選定のための大規模動物実験研究所となっています。——以下省略——

⑥、研究所の安全操業について、一部近隣自治会とだけでなく関係市民、専門家も入れた安全協議会の設置要求について

——以下省略—— (2011年4月13日提出)

合成洗剤「無添加」を疑え

藤沢市石けん推進協議会の講演があり、講師の森田隼人さん（シャボン玉石けん(株)社長）の話を聞くことができた。

まず、『無添加』と表示のある洗剤は漂白剤、蛍光剤、香料などを使っていないということであり、合成洗剤には変わりがないことに、えっ！と思った。

合成洗剤の「アタック」「ニュービーズ」「アリエール」などは主成分がアルキルベンゼンスルホン酸塩（LAS）やポリオキシエチレンアルキルエーテルなどで、有害化学物質に指定されていても使われている。

石けんの主成分は、天然油脂でアルカリ成分が混ざって出来ている。表面張力＝界面張力が働いて水と油が反発し合う力を弱めるため汚れが布から分離し、きれいになる仕組み。石けんも界面活性剤の1つである。

石けんで洗った排水は、水と二酸化炭素に分解され、カスは魚の餌となり、自然環境にやさしい。

一方、合成洗剤は石油を原料に使っていて（植物原料からも作られている）化学物質である。そのため排水も「人体に影響ない」とか「万一影響があっても無視できるほどの微量」という。それが排水されると、河川を汚染し、生物に影響を与え、人体にも影響が出てくる。

さて、森田さんは35歳の社長で、北九州で父親の仕事を引き継ぎ「シャボン玉石けん」を経営している。

父親が国鉄（JR）の作業員の制服を石けんで洗い、よく落ちた、父は長年、湿疹に苦しんでいたのが石けんを使ったら2～3日で治り、以後石けん一筋に心を決め、「身体に悪いと分かった商品売るわけにはいかない！」とバブル期の不況にも何とか持ちこたえて現在は本当の無添加石けんをはじめ、身体に優しい商品を作り、多発する山火事に効果ある石けん系消火剤を開発しているという。

工場は「ケン化法」という昔ながらの方法で一週間かけて熟成させて作る石けんなので、小学生たちの工場見学にも人気。

石けん業界といえば、ライオン、ジョンソン…などあり、テレビでの宣伝はすざましい。この報道に惑わされて、本当の「無添加」を知らないまま使ってしまうことは避けたい。

（日比 遥）

ECONET INFORMATION

NO2 簡易測定実施

6月2日（木）～3日（金）の24時間

希望者は事務局まで申し出を！

日大市民講座 「世界の農業と食から
国際協力を考える」

講師 早川治氏ほか

6月4日（土）13:30～日大生物資源科学部4F大講堂

6月25日まで毎週4回 費用1000円

申込み5/20まで ☎84-3871へ

藤沢エコネットからのお知らせ

第2回原発学習会&総会「福島原発・レベル7とは？」

講師 水澤靖子さん（ストッププルトニウム神奈川連絡会）

5月15日（日）13:30～藤沢市民会館和室

続いて総会を開催し決算や今後の計画を話し合います
ご参加下さい

2011年度会費納入をお願いしま 年会費3000円

振込方法が変わりました （購読会員3000円）

① 現金振込（手数料有料）は従来どおり ゆうちょ銀行
振込口座番号 藤沢エコネット 00240-9-46501

② ゆうちょ銀行（通帳）からの振込（手数料無料）
フジサワエコネット ゆうちょ銀行(9900)店番(029)
店名029（ゼロニキュウ店）当座口座番号 0046501

③ 他の金融機関からも上記②の口座へ振込出来ます
事務局会議

5月12日（木）16:00～

市民活動推進センター



《編集後記》 藤沢エコネット新ホームページを紹介します。

http://members3.jcom.home.ne.jp/fujisawa_econet/

新HPでは、毎月、エコネットニュースの巻頭言や記事、イベントなどを掲載します。旧HPも常に関覧できます。機敏に環境情報を取り上げ、情報交換と提言活動に役立てられるよう、担当は張り切っていますので、時々チェックして見守ってください。HP関連ボランティアも募集しています。エコネットニュースと共にHPに、寄稿、情報提供をよろしくお願い致します。

(A)